平成２５年（フ）第３４２号
札幌市中央区南５条西27丁目１番１―106号
債務者　大森　智也
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４７号
北海道恵庭市有明町５丁目12番１―301号
債務者　加藤真理子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５３号
札幌市東区北26条東７丁目２番２―405号
債務者　本多　　清
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６８号
北海道江別市大麻宮町４番地　14号棟402
債務者　木村　誠二
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６９号
北海道江別市大麻宮町４番地　14号棟402
債務者　木村　周子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９９号
札幌市東区北20条東７丁目２番７―403号
債務者　錦織　　亨
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
岩手県奥州市水沢区字龍ヶ馬場36番地62
債務者　千葉　未来
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第９４号
埼玉県熊谷市本町１丁目189番地　ペパンシエソワⅢ203号
債務者　加藤　大輔
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１１号
京都府亀岡市本梅町平松原谷25番地６
債務者　藤井チエミ（旧姓桂）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
香川県坂出市谷町３丁目１番７号
債務者　造田　里美（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１８号
香川県坂出市青海町517番地１
債務者　尾池　隆宏
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１４号
北海道芦別市南一条東２丁目７番地の３
債務者　佐藤あかね
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
北海道滝川市滝の川町西８丁目３番１―1303号　みずほ団地
債務者　佐々木裕馬
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
栃木県那須塩原市豊浦南町88番地４　ストンパレス黒磯302号、前住所栃木県那須塩原市鹿野崎140番地547
債務者　福田　明規
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第８８号
栃木県那須塩原市豊浦南町88番地４　ストンパレス黒磯302号、前住所栃木県那須塩原市鹿野崎140番地547
債務者　福田　玲子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２５号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田1269番地
債務者　長沢　忠夫
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２６号
群馬県太田市西新町77番地19　クローバーハイツＡ102
債務者　牛込夕紀子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第８５号
神奈川県平塚市大神2573番地の６　リバーサイドダイヤモンドマンション706、前住所神奈川県平塚市四之宮７丁目10番22号　メゾンサンライトＦ―202号
債務者　髙橋美千代
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部